

個人事業・確定申告について

1.個人事業の届出方法

事業を開始したら必ず税務署に届出をしなくてはならない書類があります。それが<個人事業の開廃業等届出書>という書類です。これは[個人事業を始めます]という届出になります。事業を始めた日から1カ月以内にサロンのある市区町村の税務署提出します。私の場合は自宅兼サロンなので住んでいる区の税務署にこの書類を提出しました。自宅とサロンが別の場合、サロンのある市区町村の税務署に届出書を提出します。

2.個人事業か法人にするか？

お店を始めるときに個人事業か法人にするか...ということを考えます。法人化したら信用がつく、会社として存在したほうがより信頼を得ることが出来るとも考えましたが、私は人を雇わず私1人で動いていくという仕事のスタイルを選択したので会社として大きくなるよりも、一つ一つ段階を踏んで自分でお金の流れや、自分で必要な書類を提出するなどを把握することも今後の為にも必要だと思い個人事業を選びました。事業を始めるときは考えなければならないことがたくさんありますが、一つずつ勉強し少しずつ理解していくことが大切だと思います。

3.経理管理の方法

材料費・交通費・消耗品・地代家賃・光熱費など、何項目かに分けて帳簿をつけています。最初は項目を少なく設定していたのですがそうすると何に経費がかかっているのかわからない雑費という項目になってしまうので、必要な項目を作って細かく管理しています。そうすることによって各項目の経費の月平均が把握できるようになるので、サロンを運営していく上では必要なことです。

4.確定申告

フリーになると自分で所得税を計算して1年に1度税務署へ申告します。

青色申告と白色申告があります。

白色申告は記帳の義務はないのですが青色申告は複式簿記が義務付けられています。事業を始めただけで、青色申告に必要な帳簿などを作成する自信がない人でも申請しておくといいと思います。

サロンを始めるときの準備段階から営業開始してからかかる金額は経費として扱えます。私のように自宅兼サロンのようなスタイルでも、家賃も経費とすることが出来ます。

経費とする場合は領収書が必要になるので、必ず保管しておくようにしましょう。青色申告にする場合は<所得税の青色申告承認申請書>という書類をサロン所在地の税務署に提出しなければなりません。

<個人事業の開廃業等届出書>を提出する際に一緒に提出するいいと思います。確定申告をする際にわからないことがあれば、税務署でも教えてくれますし、青色申告会という相談できる場所がありますので相談することをお勧めします。

以上